

# 令和5年第3回七戸町議会定例会 会 議 録

令和5年8月23日七戸町告示第85号で、令和5年第3回七戸町議会定例会を9月4日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和5年 9月 4日 午後 1時30分 開会

令和5年 9月12日 午後 0時03分 閉会

## ○応召議員（16名）

議 長	16番	附 田 俊 仁 君	副議長	15番	岡 村 茂 雄 君
	1番	藤 井 夏 子 君		2番	中 野 正 章 君
	3番	山 本 泰 二 君		4番	向中野 幸 八 君
	5番	二ツ森 英 樹 君		6番	小 坂 義 貞 君
	7番	澤 田 公 勇 君		8番	工 藤 章 君
	9番	疍 清 悦 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	瀬 川 左 一 君		12番	田 嶋 輝 雄 君
	13番	三 上 正 二 君		14番	田 島 政 義 君

## ○不応召議員（0名）

## ○町長提出案件

- 報告第21号 令和5年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）
- 報告第22号 令和5年度七戸町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第78号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 工事請負契約の締結について  
（小又橋橋梁補修工事）
- 議案第83号 工事請負変更契約の締結について  
（（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（建築工事））
- 議案第84号 工事請負変更契約の締結について

- ( (仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (電気設備工事) )
- 議案第 8 5 号 工事請負変更契約の締結について  
( (仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (機械設備工事) )
- 議案第 8 6 号 工事請負変更契約の締結について  
(荒熊内地区公共駐車場舗装新設工事)
- 議案第 8 7 号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について  
(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託)
- 議案第 8 8 号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について  
(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託)
- 議案第 7 0 号 令和 5 年度七戸町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 7 1 号 令和 5 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 2 号 令和 5 年度後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 3 号 令和 5 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 4 号 令和 5 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 5 号 令和 5 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 6 号 令和 5 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 決算審査特別委員会審査報告
- 議案第 7 7 号 令和 4 年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第 2 3 号 令和 4 年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 2 4 号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 (令和 4 年度事務事業分) に関する報告について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 8 9 号 令和 5 年度七戸町一般会計補正予算 (第 6 号)

#### ○議員提出案件

議員派遣の件について

---

#### ○その他

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

# 令和5年第3回七戸町議会定例会

## 会議録（第1号）

令和5年9月4日（月）

午後01時30分 開会

---

### ○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 提出議案一括上程

「令和5年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）」から「諮問第2号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの19議案、  
4報告、2諮問を一括上程

（町長提案理由説明）

日程第5 決算審査特別委員会設置について

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（16名）

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	呷清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

---

### ○欠席議員（0名）

---

### ○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	仁和圭昭君	支所長	相馬和徳君
			（兼庶務課長）
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君

税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
保健福祉課長	井上健君	介護高齢課長	三上義也君
こどもみらい課長	佐々木和博君	会計管理者 (兼会計課長)	高田美由紀君
商工観光課長	鳥谷部慎一郎君	農林課長	原子保幸君
建設課長	鳥谷部勉君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	附田良亮君
生涯学習課長	田中健一君	世界遺産対策室長	鳥谷部伸一君
(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)			
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	中村大樹君
------	-------	-------	-------

---

○会議録署名議員

5番	二ツ森英樹君	6番	小坂義貞君
----	--------	----	-------

---

○会議を傍聴した者（5名）

---

○会議の経過

### ○開会宣告

- 議長（附田俊仁君） 皆さん、こんにちは。  
ただいまから、令和5年第3回七戸町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。  
したがって、令和5年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。
- 

### ○開議宣告

- 議長（附田俊仁君） これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。
- 

### ○日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（附田俊仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番二ツ森英樹君と6番小坂義貞君を指名いたします。
- 

### ○日程第2 会期の決定について

- 議長（附田俊仁君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。  
初めに、議会運営委員長から報告を求めます。  
議会運営委員長。
- 議会運営委員長（田嶋輝雄君） 皆さん、こんにちは。  
残暑の続く中、また、夏祭りでお疲れのところ本当に御苦労さまでございます。  
議会運営委員会委員長報告をいたします。  
去る8月23日告示、本日招集されました令和5年第3回七戸町議会定例会の会期について、先般8月23日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおりであります。本日9月4日から9月12日までの9日間を会期とすることに決定いたしました。  
本日は、議案等の一括上程、決算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。明日の5日は一般質問、6日、7日及び9日、10日は議案審査及び閉庁日のため休会といたします。  
8日及び11日は決算審査特別委員会を行います。運営方法については皆様のお手元に配付のとおりです。議会運営委員会に取りまとめさせていただきましたので、御参考にしてください。最終日の12日は、議案第77号を除き今回上程されております全議案について審議を行うこととしております。  
以上のとおり、進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協

力を賜り、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（附田俊仁君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月12日までの9日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがひまして、本定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間に決定いたしました。

議長において作成いたしました会期日程及び議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

### ○日程第3 諸般の報告について

○議長（附田俊仁君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので御了承願ひます。

---

### ○日程第4 提出議案一括上程

○議長（附田俊仁君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

報告第21号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号））から諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての19議案、4報告、2諮問を一括上程いたします。

初めに、町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 本日ここに、令和5年第3回七戸町議会定例会が開会されるに当たり、提出議案を御説明する前に一般報告をさせていただきます。

夏の暑さもお盆までとは申しませんが、今年の夏は連日のように熱中症警戒アラートが発令されるなど、今までにない暑い夏、記録的な猛暑となりました。幸い、昨年、一昨年の8月大雨のような農作物被害及び災害はなかったものの、記録的な猛暑の影響による野菜等への高温障害が、今後の生育、収穫において懸念されるところであります。

そのような中で、4年ぶりに、日中のイベントから夜の花火打上げまでの通常開催となりました「しちのへ夏まつり」であります。台風7号の接近も心配された中、天候にも恵まれ、たくさんの皆様に御来場いただき、にぎわいを見せていました。

また、9月1日から3日までの3日間の開催となりました「しちのへ秋まつり」であります。こちらも当初、雨が心配されましたが、天候にも恵まれ、山車の合同運行は昨年より3町内増え、全部で13町内会参加のもと、盛会裡に終わられました。

さて、町の基幹産業である農業についてですが、主要作物である水稻の生育状況は、上北地域県民局の生産情報によると、出穂後の開花、登熟も順調に進み、高温で経過したことから、生育は平年より早く、刈取適期が大幅に早まる見込みとのことであります。

また、東北農政局から公表された8月15日現在における作柄概況は、県内全域、平年並みと見込まれたところですが。

今後は、刈遅れによる茶米や胴割米の多発などが考えられることから、県及び農協、農業関係団体等と連携を密にし、良質米確保に向けた適期刈り取りなど、管理・技術指導を徹底してまいりたいと思います。

次に、町では今年度、国全体の急速なデジタル化の推進に対応するため、町の総合戦略にDXを取り入れた内容を加え、改訂することとしております。

重点的に取り組んできた移住定住の推進や子育て環境の整備をはじめ、雇用創出、持続可能な地域づくりの推進等の分野でも、デジタルの力を活用した地方創生を進めてまいりたいと考えております。

その一つとして、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、庁舎窓口への来庁者の利便性向上を図るため、書かない窓口システムの構築、及び町民や事業者へ都市計画やハザードマップ等の地理空間情報を公開する公開型GISクラウドサービスの構築を現在進めております。

総合アリーナ新築工事につきましては、来年の供用開始に向け、鋭意整備推進中ですが、冬期間の大雪による現場への影響や一部資材の納入の遅れなどにより、一部、工事の遅れが生じ、本年9月末としていた工期内の完成が難しい状況であります。

現在、建築・電気・機械設備工事及び周辺の外構工事の工事工程を再調整したところ、3か月工期を延長し、完成を本年12月末とするとともに、町民への供用開始を来年4月からとする方向で検討しております。

なお、本会議において、この工期延長などに伴う変更契約議案・補正予算として提案しておりますので、慎重な御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第21号専決処分事項の報告について。

令和5年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業外収益に157万3,000円、特別利益に3万円を追加し、水道事業収益の総額を3億6,666万4,000円とし、収益的支出の営業費用から41万円を減額し、収益的支出の総額を3億1,552万4,000円としたものです。

資本的支出については、資本的支出の建設改良費に2,147万2,000円を追加し、資本的支出の総額を3億5,611万円としたものです。

また、継続費については、小坪川流量観測及び国有林野貸付申請・保安林解除申請書

作成業務委託に1,482万8,000円、見町浄水場増圧ポンプ盤更新工事に1,540万円を設定しております。

報告第22号専決処分事項の報告について。

令和5年度七戸町一般会計補正予算（第4号）については、（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事において、工期延長に伴う諸経費の増額が必要となったことと、「創業スタートアップ支援事業」及び「しちのへ秋まつり台車修繕補助事業」において、追加申請に対し速やかに対応する必要が生じたこと、家族旅行村及び武道館において修繕が必要な箇所が確認され、早急な対応が必要となったこと、七戸第4分団屯所新築工事において資材の高騰などに伴い予算の増額が必要となったことから、歳入歳出予算の総額に1,387万6,000円を追加し、予算の総額を122億7,435万2,000円としたものです。

歳入は、繰入金に1,387万6,000円を追加し、歳出は、商工費に175万2,000円、消防費に920万7,000円、教育費に291万7,000円を追加したものです。

議案第78号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正が必要なことから提案するものです。

議案第79号七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の改正等に伴い、所要の改正が必要なことから提案するものです。

議案第80号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の実施に係る通知の改正に伴い、所要の改正が必要なことから提案するものです。

議案第81号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例については、ひとり親世帯の負担軽減を図るため、所要の改正が必要なことから提案するものです。

議案第82号工事請負契約の締結については、小又橋橋梁補修工事の条件付き一般競争入札を、令和5年8月18日に実施したところ、株式会社小又建設に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第83号工事請負変更契約の締結については、（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（建築工事）に係る工期に変更を生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第84号工事請負変更契約の締結については、（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（電気設備工事）に係る工事内容及び工期に変更を生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第85号工事請負変更契約の締結については、（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（機械設備工事）に係る工期に変更を生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第86号工事請負変更契約の締結については、荒熊内地区公共駐車場舗装新設工事に係る工事内容に変更を生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第87号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、建設資材の調達困難により、部品選定に不測の日数を要し、計器設計期間が長期化したことから、七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定内容について、一部変更が生じたため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第88号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、建設資材の調達困難により、部品選定に不測の日数を要し、機器設計期間が長期化したことから、七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定内容について、一部変更が生じたため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第70号令和5年度七戸町一般会計補正予算第5号については、歳入歳出予算の総額に1億7,534万9,000円を追加し、予算の総額を124億4,970万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税に5億6,988万8,000円、国庫支出金に1,002万2,000円、繰越金に8,532万8,000円を追加し、繰入金から5億122万6,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、総務費に1,989万9,000円、民生費に2,335万5,000円、衛生費に1,113万5,000円、商工費に1,662万7,000円、土木費に1億8,068万2,000円、教育費に3,033万2,000円を追加し、消防費から1億1,112万8,000円を減額するものです。

今回の補正の主な内容は、歳入では、普通交付税及び前年度繰越金の確定に伴い、それぞれ増額計上しております。歳出では、例年、当初予算編成において、歳入不足を補うため9月補正としている除雪関連経費の増額、また電源立地地域対策交付金交付限度額が確定したことにより、消防費に係る中部上北広域事業組合負担金が減額となっております。

議案第71号令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から7,587万5,000円を減額し、予算の総額を17億4,353万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税から7,905万4,000円を減額し、歳出の主なものは、国民健康保険事業費納付金から8,041万1,000円を減額するものです。

議案第72号令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に601万7,000円を追加し、予算の総額を4億4,196万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金に612万7,000円を追加し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に612万7,000円を追加するものです。

議案第73号令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に7,019万7,000円を追加し、予算の総額を28億938万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金に4,626万6,000円、繰越金に2,392万9,000円を追加し、歳出の主なものは、諸支出金に6,974万6,000円を追加するものです。

議案第74号令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に1,385万2,000円を追加し、予算の総額を6億6,227万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、町債に1,000万円を追加し、歳出の主なものは、事業費に1,057万3,000円を追加するものです。

議案第75号令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に175万円を追加し、予算の総額を9,343万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金に114万3,000円を追加し、歳出は、総務費に175万円を追加するものです。

議案第76号令和5年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業収益を7万5,000円、営業外収益に243万6,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億6,914万5,000円とし、収益的支出の営業費用に3万円、特別損失に10万円を追加し、水道事業費用の総額を3億1,565万4,000円とするものです。

また、資本的支出について、資本的支出の建設改良費に2,673万円を追加し、資本的支出の総額を3億8,284万円とするものです。

議案第77号令和4年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、令和4年度の七戸町各会計歳入歳出決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

報告第23号令和4年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、令和4年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告するものです。

報告第24号七戸町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度事務事業分）に関する報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の規定により、七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和5年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員について、引き続き澤田敏雄氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものです。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和5年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員について、引き続き江渡慶子氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） 次に、教育長から報告を求めます。

教育長。

○教育長（附田道大君） 議員の皆様には、日頃から教育行政に対して格別の御支援、御指導をいただき、心からお礼申し上げます。

それでは、9月議会定例会に上程いたしました報告第24号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度事務事業分）に関する報告について御説明申し上げます。

七戸町教育委員会では、効率的な教育行政の推進を図るため、学識経験者からなる「七戸町教育評価審議会」を設置し、教育委員会部局、各課・室・館の令和4年度における主要事務事業に対する点検・評価を行いました。

本報告については、点検・評価結果の報告を受けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告するものです。

また、報告書については、七戸町ウェブサイトに掲載し公表いたします。

点検・評価の結果を踏まえ、これからの施策に反映させ、教育行政を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。説明・報告といたします。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

---

#### ○日程第5 決算審査特別委員会設置について

○議長（附田俊仁君） 日程第5 決算審査特別委員会設置について。

初めに、令和4年度各会計歳入歳出決算の概要について、会計管理者より説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（高田美由紀君） ただいまから、令和4年度一般会計及び各特別会計の

歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

各会計に共通いたしますが、予算額及び決算額については、前年度からの繰越明許費を含んだものとなっております。

それでは最初に、一般会計について説明いたします。

予算総額は132億4,882万8,000円であります。

歳入決算額は130億3,329万9,235円で、予算額に対する収入率は98.37%、調定額に対する収入率は97.21%でございます。

一方、歳出決算額は127億6,972万3,352円で、予算額に対しての執行率は96.38%、不用額9,435万733円を生じております。

このことから、一般会計決算の歳入歳出差引残額は2億6,357万5,883円で、この残額から令和5年度への繰越明許費繰越額6,604万7,755円、事故繰越繰越額220万円を控除した実質収支額は1億9,532万8,128円となります。

この額から条例に基づき1億円を基金へ繰入れし、残額の9,532万8,128円が令和5年度への繰越金となります。

次に、国民健康保険特別会計について説明いたします。

予算総額は19億1,082万円であります。

歳入決算額は19億6,728万1,987円で、予算額に対する収入率は102.95%、調定額に対する収入率は96.71%でございます。

一方、歳出決算額は18億9,060万3,240円で、予算額に対しての執行率は98.94%、不用額2,021万6,760円を生じております。

このことから、国民健康保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は7,667万8,747円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

予算総額は4億4,508万6,000円であります。

歳入決算額は4億5,108万3,363円で、予算額に対する収入率は101.35%、調定額に対する収入率は99.93%でございます。

一方、歳出決算額は4億4,495万5,038円で、予算額に対しての執行率は99.97%、不用額13万962円を生じております。

このことから、後期高齢者医療特別会計決算の歳入歳出差引残額は612万8,325円となり、全額が令和5年度への繰越金となります。

次に、介護保険特別会計について説明いたします。

予算総額は27億6,006万2,000円であります。

歳入決算額は27億6,030万1,153円で、予算額に対する収入率は100.01%、調定額に対する収入率は99.76%でございます。

一方、歳出決算額は26億2,697万812円で、予算額に対しての執行率は95.18%、不用額1億3,309万1,188円を生じております。

このことから、介護保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は1億3,333万341円となり、この額から条例に基づき1億940万円を基金へ繰入れし、残額の2,393万341円が令和5年度への繰越金となります。

次に、介護サービス事業特別会計について説明いたします。

予算総額は485万2,000円であります。歳入決算額は517万5,691円で、予算額に対する収入率は106.67%、調定額に対する収入率は100%でございます。

一方、歳出決算額は451万3,646円で、予算額に対しての執行率は93.03%、不用額33万8,354円を生じております。

このことから、介護サービス事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は66万2,045円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、七戸霊園事業特別会計について説明いたします。

予算総額は819万7,000円であります。

歳入決算額は818万7,679円で、予算額に対する収入率は99.89%、調定額に対する収入率は100%でございます。

一方、歳出決算額は784万6,748円で、予算額に対しての執行率は95.73%、不用額35万252円を生じております。

このことから、七戸霊園事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は34万931円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、公共下水道事業特別会計について説明いたします。

予算総額は5億339万円であります。

歳入決算額は4億5,816万8,500円で、予算額に対する収入率は91.02%、調定額に対する収入率は90.47%でございます。

一方、歳出決算額は4億5,552万3,773円で、予算額に対しての執行率は90.49%、不用額86万6,227円を生じております。

このことから、公共下水道事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は264万4,727円で、この残額から令和5年度への継続費逓次繰越額13万円を控除した実質収支額は251万4,727円となり、全額が令和5年度への繰越金となります。

最後に、農業集落排水事業特別会計について説明いたします。

予算総額は7,175万4,000円であります。

歳入決算額は7,184万1,221円で、予算額に対する収入率は100.12%、調定額に対する収入率は99.93%でございます。

一方、歳出決算額は7,115万4,852円で、予算額に対しての執行率は99.16%、不用額59万9,148円を生じております。

このことから、農業集落排水事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は68万6,369円となり、全額が令和5年度への繰越金となります。

以上のとおり、令和4年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） 次に、令和4年度水道事業会計決算の概要について、上下水道課長より説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） ただいまから、令和4年度七戸町水道事業決算の概要について御説明いたします。

最初に、水道の普及状況であります。給水人口は1万4,443人で、前年度に比べ179人減少となりました。

給水契約は7,582件で、前年度に比べ2件増加し、給水普及率は前年度と同様の99.0%となっております。

次に、年間有収水量は152万8,735立方メートルで、前年度に比べ1万6,527立方メートル減少しました。1日当たりの最大配水量は7,577立方メートルで、前年度に比べ378立方メートル減少し、平均配水量は6,193立方メートルで、前年度に比べ183立方メートルの増加となっております。有収率は、前年度に比べ2.8ポイント減少して67.6%となりました。

次に、工事関係では、計量法の規定による検定満期に達した1,057か所のメーター交換を行いました。

配水管は、ライフライン機能強化等事業国庫補助による布設替え及び道路改良工事関連による整備で5地区の1,641メートルの布設替えを実施しております。

なお、これらの工事による管路の整備状況は、令和4年度末時点で総延長約277キロメートルとなり、石綿セメント管の残り延長はそのうち約42キロメートルとなっております。

次に、会計の状況につきまして、消費税抜きの数値で御説明いたします。

収益的収入及び支出では、収益的収入合計額は3億3,122万3,095円で、前年度と比較し1,216万1,509円の増収となっており、給水収益では1,952万6,788円の増収となりました。

主な収入といたしましては、給水収益が2億8,216万6,520円で、収入総額の85.19%を占め、長期前受金戻入が4,041万3,510円で、収入総額の約12.2%を占めております。

次に、収益的支出合計額は2億6,809万8,843円で、前年度と比較し477万9,573円の減となりました。

主な支出といたしましては、企業債利息が1,894万9,188円、職員給与費等が3,847万2,165円、水質検査及び検針業務、浄水場管理業務等の委託が2,703万4,675円、減価償却費が1億3,471万7,689円でございます。

これにより、令和4年度七戸町水道事業におきましては、収益的収入総額3億3,122万3,095円、収益的支出総額2億6,809万1,843円となり、差引純益が6,312万4,252円となりました。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入合計額は1億2,765万2,000円、支出合計額は3億2,464万1,299円であります。

収入では、ライフライン機能強化等国庫補助金が4,158万円、老朽管更新事業に伴う企業債借入金が8,000万円、他会計負担金及びその他負担金が607万2,000円であります。

支出では、企業債元金償還金が6,821万3,439円、検定満期に伴う水道メーター更新工事費等が2,735万1,750円、老朽管更新工事等が1億5,330万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、消費税込みで2億2,256万699円であり、これを損益勘定留保資金から1億5,122万8,144円、減債積立金から5,000万円、消費税資本的収入調整額から2,133万2,555円で補填しております。

以上で、令和4年度水道事業決算の概要について説明を終わります。

○議長（附田俊仁君） 次に、令和4年度七戸町各会計決算審査意見書並びに令和4年度財政健全化及び経営健全化審査意見書について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（吉川正純君） それでは、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度の七戸町各会計の決算等について、審査意見を御報告申し上げます。

お手元に配付しております、令和4年度七戸町歳入歳出決算書の23ページをお開きいただきたいと思っております。

審査の対象は、令和4年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書及び証書類並びに水道事業会計決算、同財務諸表及び証書類、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書の11項目でございます。

審査は、令和5年7月24日から8月1日までの7日間、実施いたしました。

審査に当たりましては、町長から提出された決算関係書類と会計管理者及び水道事業管理者が保管する関係諸帳簿、証書類との照合、関係責任者からの説明を聴取するなど、書類等が適切に作成されているのか審査いたしました。

その結果、審査に付された各決算は、関係諸帳簿及び証書類と適合し、計数に誤りがなく、法令規則に基づいて適切に処理されているものと認めました。

総括的な意見としては、より一層の効率的な行政効果を上げるよう次のように指摘しました。

①近年は、温暖化による異常気象に伴う自然災害が激甚化している。今後も、公共施

設を中心とした災害に強いまちづくりに取り組んでいただきたい。

②町税収入については、徴収率が97.8%まで伸び、市町村平均の上位となっている。これは、担当者の努力の表れと評価する。

③新型コロナウイルス感染症に伴い経済が低迷し、町民の生活にも影響を及ぼしているが、課題解決に向けて迅速に取り組んだことは評価されるべきものである。今後、産業や観光等におけるコロナ禍からの脱却を見据え、これまでの各種施策を踏襲しながら新たな施策に取り組んでいただきたい。

④財政援助団体の運営については、単に補助金を交付することだけではなく、担当者が援助団体と直接の話し合いの場を設けるなどして効果を検証し、改善に努めていただきたい。

⑤予算の執行については、全ての課で費用対効果を考え、事業に取り組んでいることを評価する。ただし、システム利用料金等は年間の支出が高額であることから、全職員が効率的に使用できるように計画的な研修を進めていただきたい。

⑥荒熊内地区の開発、新庁舎の建設、他団体の負担金の増と今後も予算の拡大が見込まれるが、国や県の動向を常に確認し、将来負担比率が増大しないよう細心の注意を払っていただきたい。

以下、24ページから39ページまでの説明は省略させていただきますが、各会計の前年度との比較及び詳細について、それぞれ資料を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、令和4年度各会計決算審査意見書についての御報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化審査及び経営健全化審査の結果について、御報告いたします。

お手元に配付しております報告第23号令和4年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての1ページと2ページを御覧いただきたいと思っております。

審査の対象は、令和4年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに資金不足比率の5項目及びその算定の基礎となる事項を掲載した書類であります。

審査は、令和5年7月28日に実施いたしました。

審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、収支がいずれも黒字であること、また、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っている内容となっております。現時点での数値は、健全な財政運営が反映されておりますが、今後は、昨今の世界情勢による経費高騰や各種公共施設設備の更新等によ

る起債残高と他団体負担金の増加が予想され、歳入・歳出両面での係数悪化が見込まれている状況であり、一層の効率的な財政運営が求められていると考えます。

なお、審査に付された書類については、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上、令和4年度財政健全化審査意見書及び令和4年度経営健全化審査意見書についての御報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（附田俊仁君） これをもって、決算の概要説明及び審査意見書の報告を終わります。

本件については、9月11日までを審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本件については、9月11日を審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

---

#### ○散会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、決算審査特別委員会を本日の定例会終了後、直ちに招集しますので、このまま御着席ください。

なお、9月5日の本会議は、午前10時に再開します。

本席から告知します。

9月5日の一般質問の順序をお知らせします。1番目は10番の佐々木寿夫君、2番目は4番の向中野幸八君、3番目は8番の工藤章君、4番目は1番の藤井夏子君、5番目は9番の昶清悦君、6番目は3番の山本泰二君となります。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後 2時29分